

青森県報

第百十号

令和二年
一月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……四
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……四
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……五
- 証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……六

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(中南部地域) ……六
- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……六

告 示

青森県告示第二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務所所在地	所在地		名 称	所 在 地	
医療法人みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	平川市李平上山崎五三の一	認知症対応型共同生活介護	グループホーム グレイプホー ムなごみ	平川市柏木町藤山三〇の三五	令和 二・一・一

青森県告示第二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	介護予防訪問看護	ニチイケアセンター弘前訪問看護ステーション	弘前市大字城東中央五丁目四の二D1W1階	元・三・一
-----------	------------------	----------	-----------------------	----------------------	-------

青森県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人恩幸会	弘前市大字石川字石川九七	介護予防・日常生活支援事業者	介護予防・日常生活支援	弘前市大字石川字大仏下二五の一	令和元・〇・三
石川ヘルパーステーションくどう	弘前市大字石川字大仏下二五の一	訪問型サービス	介護予防・日常生活支援	弘前市大字石川字大仏下二五の一	令和元・〇・三

青森県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業所	廃止年月日
主たる事務所の所在地		所在地		

社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	外ヶ浜町社協蟹田居宅介護支援事業所	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	平成元・六・三〇
-------------------	------------------	-------------------	------------------	----------

青森県告示第三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社ウイング	五所川原市字烏森五七二の二	介護予防・日常生活支援事業者	介護予防・日常生活支援	五所川原市字烏森五七二の二	令和元・八・一
デイサービスセンターほほえみ	五所川原市字烏森五七二の二	通所型サービス	介護予防・日常生活支援	五所川原市字烏森五七二の二	令和元・八・一

青森県告示第三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日	
有限会社ウイング	五所川原市字鳥森五七二の二	デイサービスセンターほほえみ	五所川原市字鳥森五七二の一	平成 三〇・三・三	
医療法人恩幸会	弘前市大字石川字石川九七	訪問介護	弘前市大字石川字大仏下二の五	令和 元・〇・三	

青森県告示第三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防・日常生活支援事業者		介護予防・日常生活支援事業所		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日	
医療法人恩幸会	弘前市大字石川字石川九七	石川ヘルパーステーションくどう	弘前市大字石川字大仏下二の五	令和 元・〇・三	
訪問型サービス					

青森県告示第三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日	
社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	外ヶ浜町社協蟹田居宅介護支援事業所	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	平成 二六・六・三〇	

青森県告示第四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
公立野辺地病院訪問看護ステーション	上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	令和 二・三・一

青森県告示第四十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五

の二十五第一号の規定により公示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和元年十一月八日、同年十二月四日及び同月六日取去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定期間
名称 の主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日
株式会社V i V o 上北郡六戸町小松ヶ丘三丁目七の二 七の二 七の二	児童発達支援 放課後等デイサービス	上北郡六戸町小松ヶ丘三丁目七の二 七の二 七の二	令和二年一月二十二日
株式会社V i V o 上北郡六戸町小松ヶ丘三丁目七の二 七の二 七の二	放課後等デイサービス	上北郡六戸町小松ヶ丘三丁目七の二 七の二 七の二	〃

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 新胡四王1号	元.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 繁殖かあーちゃん	元.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	元.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	日清丸紅印肉牛用配合飼料 ライカル下和牛	元.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無
みらい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	ノーサンブローイラー肥育前期用配合飼料 Hノーサンブロー前期HP	元.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無
みらい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	JK仕上	元.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無
みらい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	マル中印ブローイラー肥育後期用配合飼料 中部DコーラルCM	元.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無

青森県告示第四十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和元年五月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一八三
小林康助
- 二 売りさばき場所
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一八三

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を令和元年十二月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年一月二十二日

中北地域県民局長 小 野 正 人

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月二十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市東十四番町三五の 一二	一・二二・一八メー トル	六・〇〇メートル	令和 二・二四

(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一 号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一 番七七号 東奥印刷株式 会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円七十三 銭
--------------------------------------	--	------------------------------------